

にいがた防災メール運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、携帯電話メール、FAXなどの情報通信機器を利用した「にいがた防災メール配信システム」（以下「システム」という。）により、主に本市域における避難、災害、危機、防災等の情報を、あらかじめ登録された住民、災害時要援護者関連施設管理者及び自治会役員等に配信するため、その運用について必要な事項を定める。

(システムの管理者)

第2条 システムの維持、運用等の管理は、危機対策課長が行う。

(配信情報及びその配信の責任部署)

第3条 システムを利用して配信する情報は、文字情報で別表1に定める市民の身体、生命及び財産を守るために必要な緊急性の高い情報及び防災関連情報並びにシステムの管理上必要な試験的に配信する情報とし、配信の操作、配信先の選定、配信内容等は、別表2のとおり所管課の責任において処理する。

(配信の手続き)

第4条 第3条の別表1に定める配信情報の内容は、所管課の長の決裁を受けて配信する。

2 市民の生命、財産の保護のため緊急配信の必要がある場合は、前項の規定によらず配信できるものとし、事後で決裁を受けるものとする。

(費用の分担)

第5条 システムの運用に係る費用分担は別表3のとおりとする。

(メールの書式)

第6条 メール書式は別表4のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1 配信情報

	区分	内容
1	避難関連情報	避難準備情報，避難勧告，避難指示，避難所情報，その他避難に関する情報
2	災害関連情報	重大な洪水情報，重大な気象情報，土砂災害情報，本市付近を通過するおそれのある台風情報，震度 4 以上の地震情報，津波情報，光化学スモッグ情報，公共施設等被害情報，その他災害に関する情報
3	危機関連情報	重大な事故情報，弾道ミサイル情報，武力攻撃情報，テロ情報，その他危機に関する情報
4	防災関連情報	防災事業に関する情報
5	テストメール	登録確認及びシステム確認のためのメール
6	その他	その他市長又は区長が必要と認める情報

別表 2 配信部署

	所管課	メール種別	配信先
1	危機対策課	にいがた防災メール	新潟市ホームページから登録された一般住民（新潟市民に限らない） 災害時要援護者関連施設管理者
2	区総務課	区防災メール	区総務課が登録した自治会役員等

別表 3 費用分担

	内容	負担課	備考
1	システムの保守	危機対策課	システムの維持管理費用
2	にいがた防災メール及び区防災メールでのメール配信	危機対策課	維持管理費用に含まれる
3	にいがた防災メールでのファックス配信	危機対策課	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の iFAX（インターネットファックス）を利用する費用
4	区防災メールでのファックス配信	区総務課	同上

別表 4 メールの手書式

	メール種別	件名	本文	備考
1	にいがた防災メール	にいがた防災メール	こちらは新潟市危機管理防災局です。 [タイトル]について (任意記載) ※このメールには返信しないでください。	
2	にいがた防災メール (テスト配信)	にいがた防災メールテスト配信	こちらは新潟市危機管理防災局です。これはテスト配信です。 (任意記載) ※このメールには返信しないでください。	
3	にいがた防災メール (訂正配信)	にいがた防災メール訂正配信	こちらは新潟市危機管理防災局です。配信済みのメール[配信日時]に誤りがありましたので訂正いたします。 (任意記載) ※このメールには返信しないでください。	誤 報 な どの対応
4	区防災メール	〇〇区防災メール (頭に区名を入れる)	こちらは新潟市〇〇区総務課です。 [タイトル]について (任意記載) ※このメールには返信しないでください。	
5	区防災メール (事務連絡)	〇〇区防災メール事務連絡 (頭に区名を入れる)	こちらは新潟市〇〇区総務課です。これは事務連絡です。 [タイトル]について (任意記載) ※このメールには返信しないでください。	
6	区防災メール (テスト配信)	〇〇区防災メールテスト配信 (頭に区名を入れる)	こちらは新潟市〇〇区総務課です。これはテスト配信です。 (任意記載) ※このメールには返信しないでください。	
7	区防災メール (訂正配信)	〇〇区防災メール訂正配信 (頭に区名を入れる)	こちらは新潟市〇〇区総務課です。配信済みのメール[配信日時]に誤りがありましたので訂正いたします。 (任意記載) ※このメールには返信しないでください。	誤 報 な どの対応